

安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市立学校設置条例の一部を改正する条例

安芸高田市立学校設置条例(平成 16 年条例第 180 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
本則 (略)		本則 (略)	
別表第 1(第 2 条関係)		別表第 1(第 2 条関係)	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
(略)		(略)	

安芸高田市立高宮小学校	安芸高田市高宮町佐々部 915 番地 1
(略)	

別表第 2 及び別表第 3 (略)

安芸高田市立川根小学校	安芸高田市高宮町川根 1920 番地
安芸高田市立高宮小学校	安芸高田市高宮町佐々部 915 番地 1
(略)	

別表第 2 及び別表第 3 (略)

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。